

(議案その四)

令和二年十一月

定例島根県議会議案 (条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和2年11月30日

島根県知事 丸 山 達 也

| | | |
|---------|-----------------------------------|---|
| 第137号議案 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 第138号議案 | 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 第139号議案 | 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 第140号議案 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 5 |

第137号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の115」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の62.5」を「100分の57.5」に、「100分の52.5」を「100分の47.5」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項中「100分の115」を「100分の117.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

- 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「100分の120」を「100分の115」に改める。

- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の115」に改める。

- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第8条第2項中「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第138号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の120」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の115」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「100分の120」を「100分の115」に改める。

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第139号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第140号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項を次のように改める。

- 2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。
 - (1) 女性相談センター又は心と体の相談センターに勤務する職員 600円
 - (2) 児童相談所に勤務する職員 1,080円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（福祉業務従事手当の内払）

- 2 この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第29条の規定により令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支給された福祉業務従事手当のうち、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第29条の規定に係るものは、同条の規定による福祉業務従事手当の内払とみなす。

